

勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金交付要綱

令和8年3月31日

勝浦町告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、デジタル社会実現の推進を図るため、地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例（平成18年3月28日条例第2号）第4条の規定に基づく電気通信事業者により提供するインターネット等各種サービス（以下「ケーブルテレビサービス」という。）の利用料に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、勝浦町補助金交付規則（平成7年3月31日規則第5号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、勝浦町ケーブルテレビサービスの加入者とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 勝浦町の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) 勝浦町に納めるべき税金（各種保険料含む。）に滞納がない者。
- (3) 申請にかかる条件について全て承諾できる者。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1加入者当たり7,200円とする。

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、1会計年度単位とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」とする。）に、次に掲げる書類を添えて、毎年度11月末までに町長に提出しなければならない。ただし、申請は、一つのケーブルテレビサービス加入地につき、1会計年度当たり1回限りとする。

- 2 町長は、申請書兼請求書の受付を予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算を超えることとなった日の受付については、到達の日がその日であるものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、勝浦町が指定するターミナルアダプタの撤去等その内容を審査し、その結果を様式第2号により、申請者に通知するものとする。なお、適当と認め、交付決定したときは、交付決定の通知をもって交付の額を確定したものとみなす。この場合において、町長は必要な条件を付すことができる。

- 2 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請書兼請求書による申請者からの請求に基づき補助金を交付する。

(資格喪失)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者又はその親族は、申請者が補助金の支給までに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金資格喪失届(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に定める補助要件に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の継承等)

第9条 申請者が交付決定後に死亡した場合の第3条に定める補助金については、申請者の地位を引継いだ者(以下「継承者」という。)から勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金継承申請書(様式第4号)の提出があった場合に限り、町長は、当該継承者に対し補助金を交付することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を、勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金継承承認(否認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、申請者が死亡した場合の第3条に定める補助金について、継承者から3月31日までに第9条に規定する申請書類の提出がなかった場合は、継承者が補助金の支給を受けることを辞退したものとみなし、補助金の交付決定の全部を取り消す。

- 2 町長は、第6条の規定に基づき交付決定を受けた者が、第7条第1項第1号の規定に該当し、資格喪失となった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。
- 3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消したときは、勝浦町ケーブルテレビサービス利用料補助金取消通知書(様式第6号)により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、町長が定める期日までに、返還額を納付しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に申請があったものについては、なお従前の例による。